

令和5年12月
下諏訪町

令和6年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

町税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、会社や個人で工場や商店を経営している方や駐車場・アパート等を賃貸している方が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

また、住宅の屋根等に設置している太陽光発電設備（家屋に一体となっている建材型のもの、発電出力が10kW未満の設備は除く。）も課税対象となります。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在において所有する償却資産について、その資産の所在する市町村へ1月31日までに申告をしていただくことになります。（地方税法第383条）

つきましては、申告書を同封いたしますので、この「申告の手引き」をご参照のうえ必要事項を記入し、期限までに提出していただきますようお願ひいたします。

※ 電算申告の方には、申告書は同封いたしません。

申告書提出期限 令和6年1月31日（水）

- ※ 所有する償却資産の多少にかかわらず、必ず申告書を提出してください。
- ※ 郵送により申告書を提出する方で、控用に受付印が必要な場合は、宛先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ※ 地方税の申告や申請手続きをインターネットを利用して電子的に行う「eLTAX（エルタックス）」による電子申告も受け付けています。詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。
- ※ ご不明の点がありましたら下記までお問い合わせください。

〈申告書の提出先・問い合わせ先〉

〒393-8501
長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8 下諏訪町 税務課 資産税係
電話 (0266) 27-1111 内線 234

1 申告について

(1) 申告義務者

令和6年1月1日現在、下諏訪町内に償却資産を所有する法人又は個人の方

(2) 申告の方法

- 種類別明細書（一覧表）
- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- 種類別明細書（減少資産用）

控用以外は全て提出してください。

①前年度申告者（電算申告者を除く。）……………増減申告

同封しました種類別明細書（一覧表）を参照され、増減資産を記入してください。令和5年中に資産の増減がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記入し提出してください。

②新規申告者及び電算申告者……………全資産申告

該当資産を全て申告してください。該当資産がない場合も申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。

※種類別明細書（一覧表）で異動（増減・修正）の申告を行うこともできます。

※電算処理方式により申告（電算申告）する場合は、以下の要件を全て満たしてください。

- 1) 傷却資産申告書については、地方税法施行規則第26号様式（全国統一様式）によること。なお、一般の申告と異なり、評価額欄、決定価格欄及び課税標準額欄についても全て記載（出力）すること。
- 2) 毎年度、所有する全資産について申告する方法によること。
- 3) 前年中における資産の異動（増加及び減少）について把握できるものであること。
- 4) 種類別明細書については、地方税法に定められた様式（地方税法施行規則第26号様式別表1）の記載項目の全てが出力されていること。また、以下の点に留意すること。

- ・資産の種類ごとに区分して集計されていること。
- ・特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして計上されていること。
- ・課税標準の特例（地方税法第349条の3及び同法附則第15条）の適用を受ける資産については、摘要欄にその旨を記載すること。
- ・評価額の最低限度額が、取得価額の5%であること。

(3) 事業の廃止等

令和6年1月1日現在において、下諏訪町内での全ての事業を廃止等（廃業・町外移転等）されている場合は、申告書の備考欄にその旨を記入し提出してください。なお、法人化された個人事業主の方は、個人分の減少申告、法人分の新規申告をしてください。

(4) 提出上の注意

申告書及び種類別明細書は複写式の二枚組となっておりますので、二枚重ねたままボールペンで記載してください。

借用資産がある場合は、リース資産一覧表（任意の書式で結構です。）も併せて提出してください。

(5) 申告をしない場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしない場合、又は虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条、第386条及び町税条例第65条の規定により、過料又は罰金等が科されることがあります。

(6) 国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧することができます。

(7) 実地調査について

申告書受理後、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、ご協力を願いいたします。

2 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定により所得計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）

◇申告の対象となる資産

- 耐用年数が1年を超えて取得価額が10万円以上の資産

※ 取得価額が10万円以上20万円未満の償却資産で法人税法上又は所得税法上3年間の一括償却の対象とされたものについては申告対象になりますが、法人の場合10万円未満であっても減価償却資産として経理している資産は申告対象となります。

- 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

- 建設仮勘定において経理されている資産であっても、その一部が1月1日までに完成し事業の用に供されている資産

- 遊休又は未稼働のものや簿外資産及び償却済資産であっても、事業の用に供すことができる資産

- 他の者に貸し付け、事業のために用いられている資産（リース資産※1）

- 賃借人等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

- 資産の価額を増加又は使用期間を延長させるための改良費

- 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産

※ 中小企業者等の取得価額30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産

- 福利厚生の用に供する資産（社宅、保養所等に設置された資産も含む。）

◇申告の対象とならない資産

- 自動車税、軽自動車税の課税対象となっている資産
- 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興行用生物を除く。）
- 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- 繰延資産
- 平成20年4月1日以降のファイナンス・リース取引に係るリース資産で、所有者の取得価額が20万円未満の資産

※1 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、貸主が申告する場合と借主が申告する場合があります。

- 通常の賃貸借契約によるリース資産……**貸主**が申告
- 実際の売買にあたるようなリース資産
(所有権留保付割賦販売、リース期間の終了時に譲渡又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リース等) ……**借主**が申告

3 償却資産の種類

償却資産は次の6種類に分かれています。下記を参照のうえ申告書及び明細書を作成してください。

資産の種類	課税客体
第1種 構築物	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、舗装路面、駐車場設備、橋、門、塀、広告塔、屋外給排水設備、緑化施設、外構工事、移動できる簡易建物 等
第2種 機械及び装置	太陽光発電設備、産業用機械及び装置（旋盤、プレス機等）、土木建設機械（パワーショベル、ブルドーザー等） 等
第3種 船舶	ボート、釣舟、漁船、遊覧船 等
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種 車両及び運搬具	自転車（家用にも使用している場合は除く。）、構内運搬具、フォークリフト、大型特殊自動車 等（ただし、自動車税や軽自動車税の対象となるものは除く。）
第6種 工具、器具及び備品	パソコン、プリンター、陳列ケース、テレビ、レジスター、金庫、ルームエアコン、医療機器、理美容機器、測定等工具、冷蔵庫、自動販売機、机、椅子、応接セット 等

4 その他

(1) 特別償却、割増償却、圧縮記帳について

償却資産（固定資産税）では適用が認められていないため、適用前の取得価額を計上してください。

(2) 耐用年数の短縮、増加償却について

申告書の「8 短縮耐用年数の承認」、「9 増加償却の届出」の該当する欄の「有」に○をし、種類別明細書の摘要欄にその旨を記入してください。また、これを証する書類の写しを添付してください。

(3) 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税の軽減を受けることができます。該当する資産を申告する場合は、申告書の「11 課税標準の特例」欄の「有」に○をし、種類別明細書の摘要欄に「特例」と記入してください。また、「償却資産に係る課税標準の特例申告書」（町ホームページよりダウンロードできます。）及び特例該当資産であることを証する書類の写しを添付してください。

【税額等の算出方法について】

申告いただいた償却資産は、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき賦課期日（1月1日）現在の評価額を一品ごとに算出します。

前年中に取得した資産 取得価額×減価残存率（前年中取得のもの）

前年前に取得した資産 前年度評価額×減価残存率（前年前取得のもの）

※計算した評価額が取得価額の5%に満たない場合は、取得価額の5%の価額が評価額となります。

上記の計算式により資産ごとの評価額を算出し、全ての資産の評価額を合算した額を決定価格といい、1,000円未満を切り捨てた額が課税標準額となります。

税額は課税標準額の1.4%です。（100円未満切り捨て）

なお、評価額は下諏訪町税務課にて計算しますので、ご記入いただく必要はありません。（電算申告の場合は記入が必要です。）

$$\text{課税標準額}(1,000 \text{円未満切り捨て}) \times \text{税率 } 1.4\% = \text{税額}(100 \text{円未満切り捨て})$$

※課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。（免税点未満）

免税点未満の場合でも申告は必要となりますので、資産の多少にかかわらず必ず申告してください。

※固定資産税の納税通知書は、4月上旬に発送いたします。（ただし、下諏訪町内に所有する土地、家屋、償却資産が全て免税点未満の場合、納税通知書は交付されません。）納期は4月、7月、12月、翌年2月の各末日、年4回です。

※調査等により、申告誤り、過不足の資産があった場合は、現年度分に限らず、過年度分も修正申告をお願いすることがあります。その場合には過年度分についても課税が発生する場合がありますので、あらかじめご承知ください。

[参考] 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
			21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

【申告書の記載例】

・黒のボールペンで記入してください。

・申告書の提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。
・資産の所在する市町村長名を記入してください。

1 所有者の住所
 ・住所（又は納税通知書送達先）を打ち出しています。誤りがあれば赤字で訂正してください。
 ・電話番号を記入し、ふりがなを付してください。
 また方書（ビル名等）がある場合は具体的に記入してください。

2 所有者の氏名
 ・氏名又は法人名を打ち出しています。誤りがあれば赤字で訂正してください。
 ・法人の場合は代表者の氏名を記入してください。
 ・屋号があれば記入してください。
 ・氏名にはふりがなを付してください。

前年前に取得したもの（イ）
 令和5年1月1日現在の償却資産の取得額の合計を種類別に打ち出しています。

前年中に減少したもの（ロ）
 ・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

受付印	令和6年1月7日
○○市町村長 ○○○○○ 殿	
償却資産申告書／償却資産課税台帳	
所在地：〒391-0000 ○○市町村○○町5丁目9番2号 (又は納税通知書送付先) 有者 氏名 法人名 代表者の氏名 (屋号)	
(電話 23-4567) ○○工業(株) ○○太郎 (屋号)	
3 個人番号又は法人番号 ・所有者が法人の場合は、法人番号を記入してください。 ・所有者が個人の場合は、個人番号を記入する必要はありません。	
4 事業種目 ・事業の種目を具体的に記入してください。 ・法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。	
5 事業開始年月 ・事業を開始した年月を記入してください。(法人の場合は設立年月)	
6 この申告に応答する者の係及び氏名 ・この申告について、照会があった場合に応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。	
7 税理士等の氏名 ・経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。	
8 該当するものを○印してください。	
15 所在地 ・資産の所在地を記入してください。 また、所在地が二ヶ所以上ある場合は、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○印してください。	
16 借用資産（リース資産） ・借用資産の有無について該当する方を○印してください。 なお、借用資産のある場合にはリース償却資産一覧表も併せて提出してください。	
17 所有区分 ・該当する方を○印してください。	
18 備考 ・添付した書類の名称及び枚数を記入してください。 ・納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名を記入してください。 ・令和5年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等を記入してください。	
19 計算式 (イ) - (ロ) + (ハ) = (二)	

前年中に取得したもの（ハ）
 ・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

【種類別明細書（一覧表）の記載例】

この一覧表で次の申告（すべての申告）が可能です。

I 前年中の増加資産及び減少資産の申告 II 前年前の資産修正及び申告もれ資産追加の申告 III 全資産の申告

・赤のボールペンで記入してください。

・Iの増加及び減少資産の中告並びにIIIの全資産申告について、この一覧表で申告される方は、別様の種類別明細書（増加資産・全資産用）及び同（減少資産用）の用紙を使わないでください。（重複処理のおそれがあります。）

・※印欄は記入しないでください。

I 全部減少

・前年中に減少した資産のある場合は、1に○印をしてください。

I 一部減少

・資産の一部が減少した場合は、異動区分の修正2の番号に○印をし、資産の数量及び取得価額を修正してください。

II

・プリントされている資産を修正する場合は、2に○印をしてください。

II

・修正箇所を2本線で抹消し、その該当上欄に正しい名称、数値を記入してください。（一部減少の場合も同様）

I II III

・前年度取得の場合、前年前の資産で申告もれの場合及び新たに全資産を申告する場合は、3に○印をし、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、事由を記入してください。

この場合、種類別集計は直す必要はありません。

・前年度に取得した資産（令和5年1月1日現在の全資産）の合計を資産の種類別に集計プリントしてありますので、今年度の申告書を作成する際の参考にしてください。

処理コード（1点No.)

・種類別明細書（減少資産用）へ記入する場合、抹消コード欄へは、この欄のコードを転記してください。

増加理由

・資産が増加したことについて、該当する増加理由の番号を記入してください。
1新品取得 2中古品取得
3移動による受入れ 4その他

摘要

・課税標準の特例がある資産については、「特例」と記入してください。
・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

9999 ○○市町村

種類別明細書（一覧表）

※ 行政区	住所	世帯	※ ページ
1155			1010
※ 所有者コード			1枚のうち
08215456			1枚目

番号	種類区分	番号	種類区分
1 構築物	4 航空機		
2 機械及び装置	5 車両及び運搬具		
3 船舶	6 工具、器具及び備品		

住所	F 392-0000 ○○市町村○○町5丁目9番2号	法
氏名		

（資産の種類欄には、上記の区分番号を記入してください。）

行番号	異動区分 減少 修正 増加	資産の種類 番号	※品目番号 (1点No.)	資産コード	資産の名称 (漢字・カタカナ・数字・英字で記入してください。30字以内)	数量 年号	取得年月 年 年 月	取得価額 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万	耐用年数	※減価 残存率 5%	1月1日現在 理論帳簿価額 評価額	1月1日現在 価額 率 5%	※課税標準 特例 コード	課税標準額	※税額の 特例 由 要		
01	① 2 3 2				ボール盤	1	3 59 5	十億 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万	12								
02	1 ② 3 2				モーターHJ3055 モーターHJ2043	1	4 2 8	800000 1600000	10								
03	1 ② 3 5				フォークリフトAX38 フォークリフト	1	4 7 3	2800000	10								
04	1 2 ③ 6				エアコン	1	5 5 10	3000000	6								1
05	1 2 3																
06	1 2 3																
07	1 2 3																
08	1 2 3																
09	1 2 3																
10	1 2 3 1				構築物	2											
11	1 2 3 2				機械及び装置			3600000									
12	1 2 3 3				船舶												
13	1 2 3 4				航空機												
14	1 2 3 5				車両及び運搬具	1		2800000									
15	1 2 3 6				工具器具及び備品												
合 計								6400000									

1000BCN60

資産の名称等
・品名、規格、型式等を30字以内で記入してください。

数量
・個数、面積、距離等を記入してください。
単位は省略して数字のみ記入してください。

取得年月
・資産を取得（購入、製作）した年月を記入してください。

・年号は次の数字で記入してください。
3 昭和
4 平成
5 令和

耐用年数

・減価償却資産の耐用年数に関する省令に掲げる改正後の耐用年数を記入してください。

取得価額

・資産を取得するために要した金額（引取運賃、荷役費・手数料・消費税等も含む）を記入してください。
・税抜き経理方式を適用している事業者については取得にかかる消費税額を取得価額に含めず記入してください。
・圧縮記帳は、地方税法上では認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

・種類別明細書（一覧表）について

令和5年1月1日現在の全資産をプリント出力してあります。異動があるときは、上記方法により記入して、申告書と併せて提出してください。

【種類別明細書の記載例】

IV 令和5年中に取得した資産（増加資産）

- 種類別明細書（増加資産・全資産用）〔緑〕の用紙に黒のボールペンで記入してください。
- 今回初めて申告していただく方は、令和6年1月1日現在の全資産を記入してください。なお、種類別明細書（一覧表）で増加資産及び全資産を申告される方は、この用紙は必要ありません。

資産の種類	
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品 のそれぞれ該当するものの数字を記入してください。

資産コード
・記入する必要はありません。
なお、各事業所で独自の番号・記号等を付してい必要的場合には、8字以内で記入してください。

※ 所有者コード		資産の名称等		数 量	取得年月 年 年 月	(万 円)	耐 用 年 数	※(回) 減 価 残 存 率	※(回) 価 額	(回) 課 税 標準 の特 例 率 コード	※(回) 課 税 標準 額	増 加 事 由	摘要	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ード	資 産 の 名 称 等											
01	2	溶接機		15	5	3	千 百 十 元	900,000	1.0	0.	千 百 十 元	900,000	1.2	3.4
02	4	モーター		65	5	5	千 百 十 元	1,300,000	1.2	0.	千 百 十 元	1,300,000	1.2	3.4
03	6	エアコン		25	5	5	千 百 十 元	1,000,000	6.0	0.	千 百 十 元	1,000,000	1.2	3.4

資産の名称等
・品名、規格、型式等を30字以内で記入してください。

耐用年数
・減価償却資産の耐用年数に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。

摘要
・課税標準の特例がある資産については、「特例」と記入してください。

数量
・個数、面積、距離等を記入してください。
単位は省略して数字のみ記入してください。

取得年月
・資産を取得（購入、製作）した年月を記入してください。
・年号は以下のとおりです。
3昭和 4平成 5令和

增加理由
・資産が増加したことについて、該当する増加理由の番号を記入してください。
1新品取得 2中古品取得
3移動による受入れ 4その他

資産コード
・記入する必要はありません。
なお、各事業所で独自の番号・記号等を付してい必要的場合には、8字以内で記入してください。

取得価額
・資産を取得するために要した金額（引取運賃、荷役費・手数料・消費税等も含む）を記入してください。
・税抜き経理方式を適用している事業者については取得にかかる消費税額を取得価額に含めず記入してください。
・圧縮記帳は、地方税法上では認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

・記入する必要はありません。

V 令和5年中に減少した資産（全部減少、一部減少）

- 種類別明細書（減少資産用）〔赤〕の用紙に黒のボールペンで記入してください。
- 種類別明細書（一覧表）で減少資産を申告される方は、この用紙は必要ありません。

抹消コード
・添付の種類別明細書（一覧表）から減少した資産の物件コード（1点No.）を記入してください。

※ 所有者コード		資産の名称等		数 量	取得年月 年 年 月	(万 円)	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分	摘要	要
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ード	資 産 の 名 称 等								
01	2	旋盤		13	61	11	千 百 十 元	1,200,000	1.0	①・②・③・④	①・②
02	2	コンクリートカッター		33	62	8	千 百 十 元	150,000	1.0	①・②・③・④	①・②
03	6	応接セット		14	11	6	千 百 十 元	743,000	1.0	①・②・③・④	①・②

減少した資産の種類・名称・数量及び該当資産の取得した年月を別添の種類別明細書（一覧表）から記入してください。

取得価額
・減少した資産の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。（減少の事由及び区分欄へ○印を忘れずに）

減少の事由及び区分
・当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○印してください。